公共調達の適正化について（平成18年８月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式２－４

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和6年度マルチペイメントネットワークに係る共通ソフトウェアの保守業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 宿里 明弘 東京都千代田区霞ヶ関１－２－２	令和6年4月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲３－３－３	9010601021385	会計法第29条の３第４項及予決令第102条の４第３項	2,653,200	2,653,200	100.0%	0				
令和6年度労働保険料等に係る申告書の印書等業務(東京ブロック)	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 宿里 明弘 東京都千代田区霞ヶ関１－２－２	令和6年4月1日	TOPPANエッジ株式会社 東京都港区東新橋１－７－３	4010401050341	会計法第29条の３第４項及予決令第102条の４第３項	10,178,190	10,178,190	100.0%	0				
労働保険料等の口座振替納付に関する委託	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 宿里 明弘 東京都千代田区霞ヶ関１－２－２	令和6年4月1日	一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内１－３－１ 他7者	1010005016782 他	会計法第29条の３第４項及び予算決算及び会計令第102条の４第３号	14,446,945	単価のみの契約	100.0%	0				8者と契約@11円、80.3円
厚生労働省LANシステムが提供する共働支援システム利用に係るライセンス追加業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 宿里 明弘 東京都千代田区霞ヶ関１－２－２	令和6年4月30日	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲３－３－３	9010601021385	会計法第29条の３第４項及予決令第102条の４第３項	34,058,640	34,058,640	100.0%	0				
厚生労働省LANシステムが提供する共働支援システム利用に係るライセンス追加調達業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 宿里 明弘 東京都千代田区霞ヶ関１－２－２	令和6年8月30日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲３－３－３	9010601021385	会計法第29条の３第４項及予決令第102条の４第３項	4,239,015	4,239,015	100.0%	0				
雇用保険収入印紙の製造	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 宿里 明弘 東京都千代田区霞ヶ関１－２－２	令和6年7月30日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門２－２－５	4010401050341	会計法第29条の３第４項及予決令第102条の４第３項	5,840,307	5,840,307	100.0%	0				単価契約@6.34816円
令和4年度～令和8年度都道府県労働局LANの更改及び運用保守業務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 宿里 明弘 東京都千代田区霞ヶ関１－２－２	令和6年9月11日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井六丁目23番１号	7010001008844	会計法第29条の３第４項及予決令第102条の４第３項	73,650,610	73,650,610	100.0%	0				
令和6年度分労働保険徴収業務用紙のうち新様式の口座振替依頼書の作成	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 宿里 明弘 東京都千代田区霞ヶ関１－２－２	令和6年10月25日	株式会社木万屋商会 東京都中央区日本橋本町３－３－４	9010001040886	会計法第29条の３第５項及び予算決算及び会計令第99条の２（不落随契）	4,228,400	4,180,000	98.9%	0				
令和6年度分労働保険徴収業務用紙(納入告知書(領収済通知書(告))(所掌１用))他3件の作成	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 宿里 明弘 東京都千代田区霞ヶ関１－２－２	令和6年10月9日	株式会社木万屋商会 東京都中央区日本橋本町３－３－４	9010001040886	会計法第29条の３第４項及予決令第102条の４第３項	16,920,200	16,920,200	100.0%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。